

# 昭和十年頃の関宿河岸

加藤光子\*

## A Settlement of Sekiyado Riverbank in 1935

Mitsuko KATO

### 抄録

筆者はこれまでに、関宿河岸についての研究報告を4<sup>1</sup>回行ってきた。今回で5回目である。今回は、昭和十年頃の関宿河岸<sup>2)</sup>の状況を、地籍図(旧土地台帳附属地図)を用いて復原することを試みる。まず、土地利用図を作成し、土地所有者名を明らかにして復原し、さらに、明治二十二年と比較しながら、関宿河岸の考察を行う。

#### 一．はじめに

日本の河岸集落は、近代において激しい変動を繰り返して、ほぼ全滅に近い状態で崩壊している。ここでいう河岸集落とは、河岸のことであり、以後河岸と呼ぶ。河岸の激しい変動の起因となるものには、一般的には、政治体制の変化による河岸制度の崩壊、新体制(明治政府)による河川政策の変更<sup>3)</sup>であると云われている。

第一回目の研究から、事例地域として取り上げている関宿河岸は、昭和十年頃には、舟運物資の中継基地としての機能や、河岸としての形態も完全に崩壊してしまっている。舟運物資の極端な減少<sup>4)</sup>と河川改修による河岸場の消失<sup>5)</sup>などによる河岸問屋の廃業や大商人の没落と、舟運関係者の転出や転業が、その主な原因である。

一般的に河岸は、現在の状況を観察すると、同質な地域へと変化せず、様々な異質な地域へと変化している。例えば、一寒村の荒地や都市の住宅地となっているもの、堤塘や

河川敷など、また、漁業・農業集落に変化したもの、あるいは、史跡として観光地化しているものなどである。この様々な異質な地域への変化を追究することが、一連の筆者の研究課題でもある。

現在における関宿河岸は、外観すると、近世末期から近代初期頃までに云われてきた、日本一の河港としての繁栄を謳歌した時期が、存在したのかと思えるほどの、向河岸のうら寂しい一集落と、向下河岸の農業集落の形態を成している。

今回は、昭和十年頃における崩壊直後の関宿河岸(向河岸・向下河岸)を、「地籍図」(「旧土地台帳附属地図」)<sup>6)</sup>と「旧土地台帳」<sup>7)</sup>

を用いて、土地利用図を作成し、土地所有者名を明らかにして復原し、さらに、明治二十二年と比較しながら、考察を行う。

#### 二．江戸川改修工事

昭和十年頃の関宿河岸は、舟運物資の中継基地としての性格は、もはやなく、明治四十四年に計画策定された、江戸川改修工事も昭和五年に完成している。この工事は、関宿河岸を景観的にも大きく一変させている。

\*かとう みつこ 文教大学教育学部

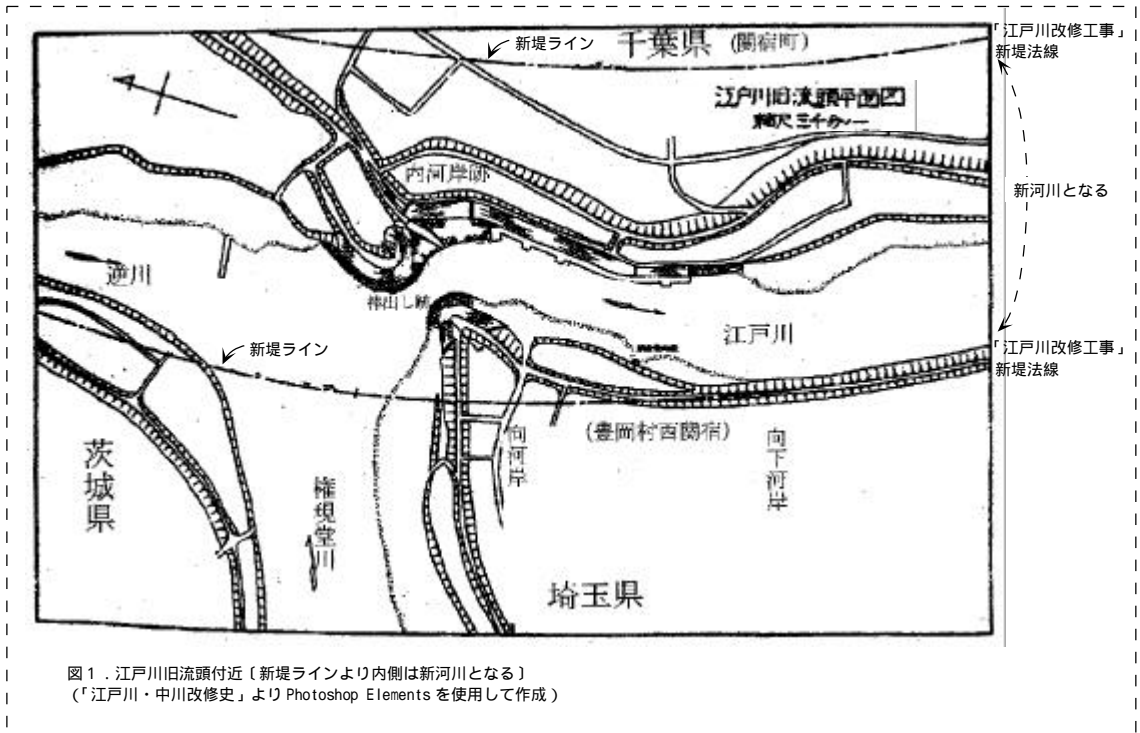


図1. 江戸川旧流頭付近（新堤ラインより内側は新河川となる）  
 （『江戸川・中川改修史』より Photoshop Elements を使用して作成）

その江戸川改修工事の、主な内容について整理してみよう<sup>8)</sup>。イ、江戸川流頭部の付け替えと、関宿水閘門の建設（昭和二年に完成）口、権現堂川の締め切り（昭和二年に完了）八、関宿～野田間の河道拡幅（昭和四年に完成）などである（図1）。

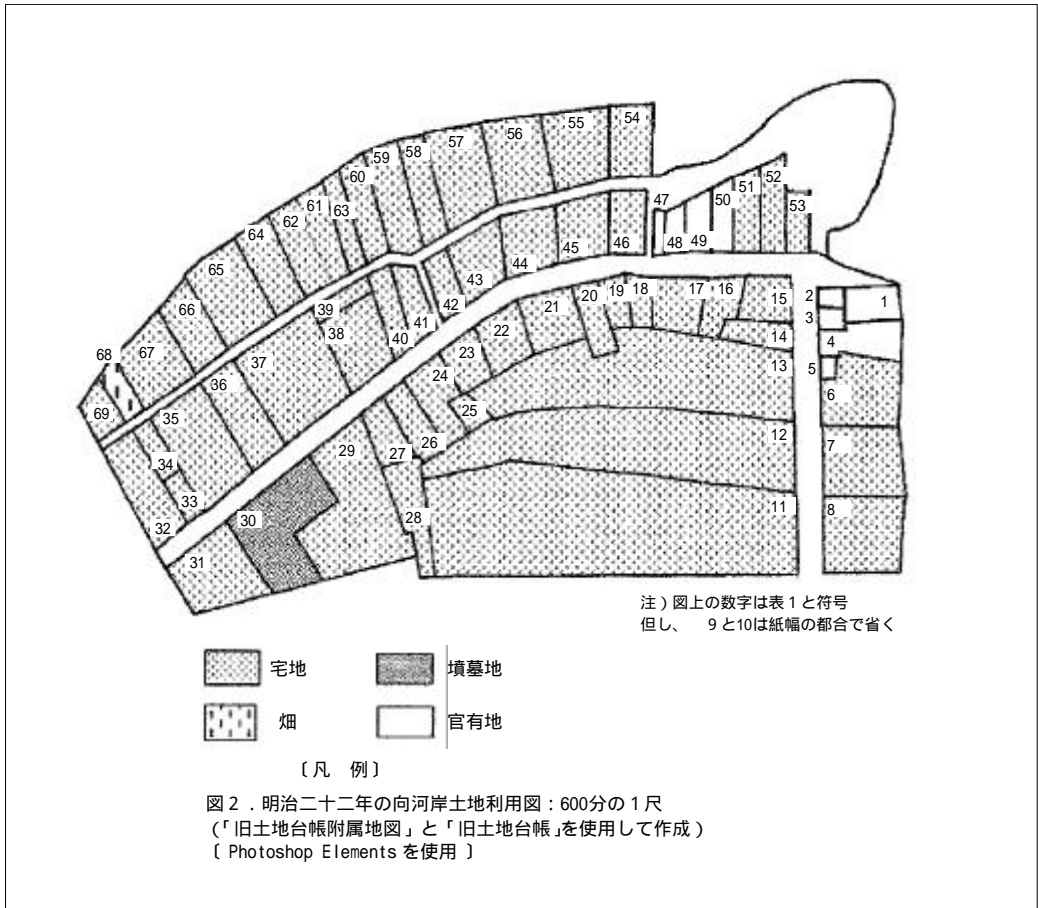
崩壊前の、明治二十二年の関宿河岸については既に報告済みであり、今回は上述の、江戸川改修工事などを起因としている、崩壊直後の、昭和十年頃の状況についての考察である。

### 三．向河岸と向下河岸の土地利用と土地所有者

#### イ．昭和十年頃の向河岸

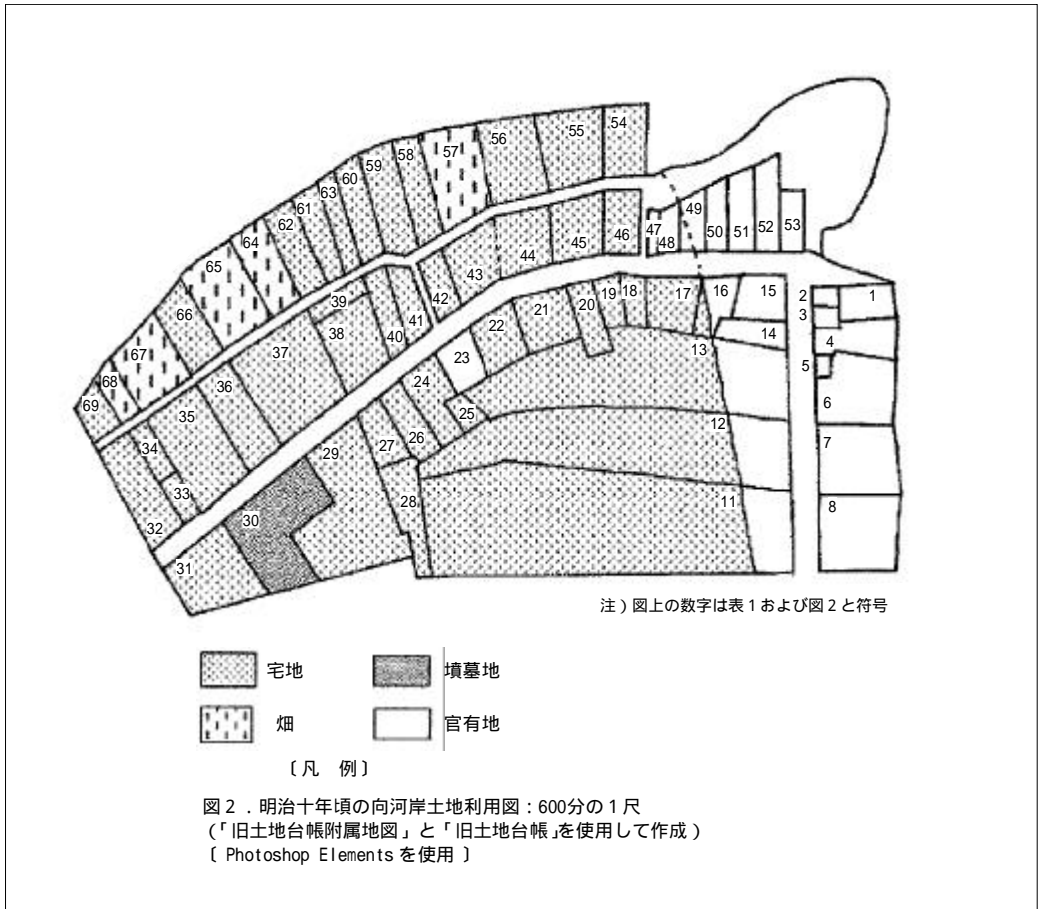
図3の土地利用図と図4の土地買収図は、両方とも昭和十年頃のものであり、表1の土地所有者と符合している。これらの図表を見ると、筆者が先に報告した<sup>9)</sup>、明治二十二年（図2）とを比較してみると、その様相は大きく変化している。

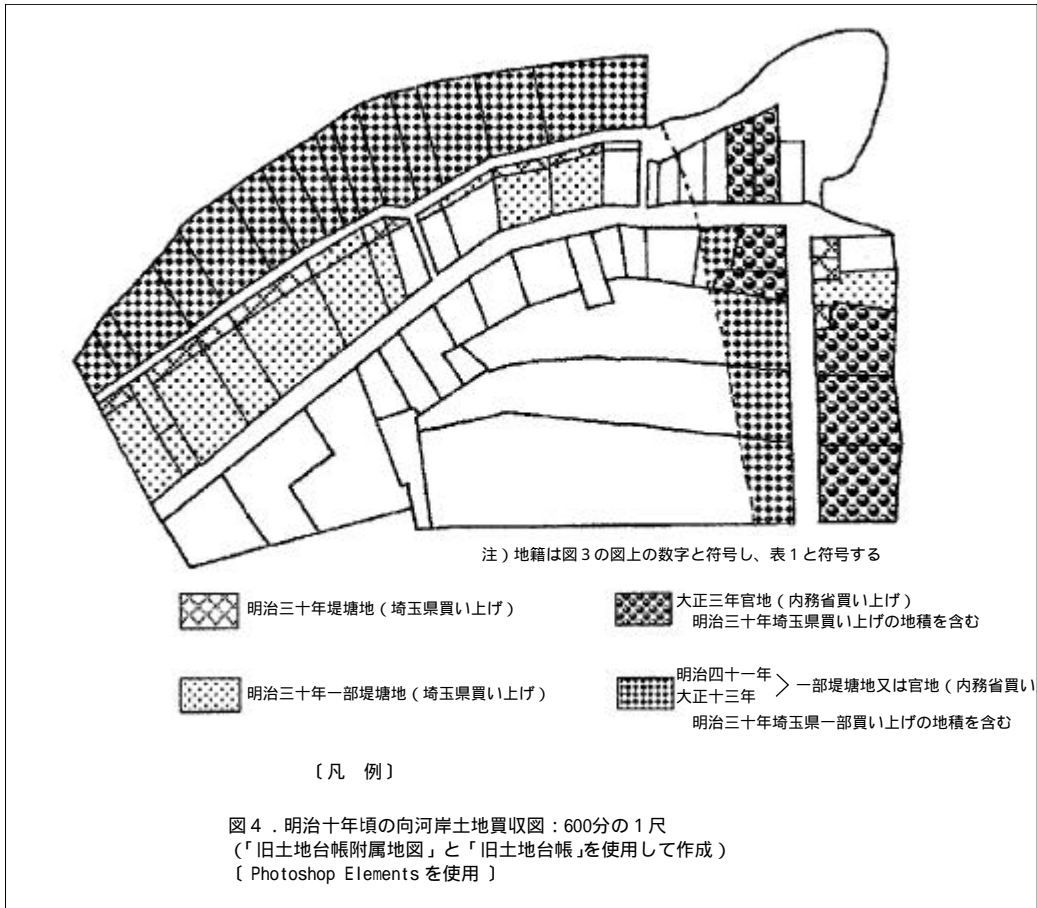
昭和十年頃の関宿河岸



土地利用そのものは、畑地が4筆増加したのみで、変化はしていない。変化が激しいのは、特に、向河岸北部の権現堂川沿いと、東

部の江戸川沿いの、形態の変化である(図3・4)。向河岸は、数筆の畑地、寺院を除いて、近世末期から、そのほとんどが宅地であった





ところである。権現堂川沿いは、明治三十年には、埼玉県が堤防の強化策として、土地を買い上げた（686歩）場所である。この頃は、まだ、舟運政策が行われており、そのための工事も低水工事が中心である。しかし、明治四十一年から実施された、内務省による江戸川沿いと、同じく権現堂川沿いの土地の買い上げ（江戸川沿い199歩、江戸川沿いの道路として210.2歩、両河川沿い合わせて827歩）は、舟運政策切り捨ての高水工事が行われるためのものとなっている。この時点で、江戸川沿いにあった河岸場（物資の荷揚げ地）も買い上げられて、場所が消失している。ちなみに、この工事により、江戸川の河幅も100

mから250mへと拡幅されている（図4）。

向河岸の合計した宅地も、明治二十二年の6,122歩と比較すると、昭和十年頃は3,870.4歩となり、2251.6歩も減少している。

昭和十年頃の向河岸の土地所有者（表1）も、明治二十二年と比較すると（表2）、ほぼ半数の35筆は変化しており、変化していないのは34筆である。変化していない34筆の内訳は次のとおりである。

明らかに、土地所有者が替わっていないのは34筆のうち18筆で、大土地所有者ではない人々である。

彼らは、その多くが舟運と関係のある船持ちの船頭や水夫であり、この頃になると、廃

業したり、「内国通運株式会社」に船ごと雇われたりしている。彼らは、流通貨物が存在する限りは、たとえ、常時係留している河岸場が消失しても、他の河岸での仕事は可能である。また、主に彼らは、夫婦で乗り込み、“せいじ”と呼ばれる船室に寝泊まりして仕事をしてきたからでもある。彼らの子供は、自分らの両親に預ける者もいたのである。つまり、自分の土地が、官地として買収されない限りは、移転する必要はなかったと考えられる。

残りの16筆は、聞き取り調査によると、姓は変わっておらず、名前が異なっているが、彼らの子供・親族などであるという。稼業は上述したものと同様の、雇われ船頭などである。

一方、変化している35筆のうち、大きな特徴の一つとして、蓮花院と、以下に述べる染谷巖の妻ひで名義の1筆を除くと、有力商人で、大問屋であった染谷家の本家は幸手町に、呉服商人であった木村英一郎や、六斎船の発着所であった木村清兵衛が東京へ、転出して

いることである。替わって、近隣集落からの転入者が、目立っている。吉田村の大地主で貸し地主でもある長島一辰が、諏訪三次郎・金太郎の土地を買取っている。彼は吉田村でも、舟運とは全然関係ない農業を営み、小作人を雇い、その小作料を取って生活していたのである。向河岸では、宅地の他に、権現堂川沿いに3筆の畑を持っている。

向河岸では、江戸川沿いの大問屋、染谷家本家の染谷徳左衛門の土地は、一部は官地に、残りの土地は、その子供巖の妻、ひで（小守谷氏が実家）の名義としてあり、現在は分家の方が在住している。また、木村英一郎や木村まさの土地も、その一部が官地となり、酒屋を営む槇島喜太郎に替わっている。尚、「旧土地台帳」によると、木村英一郎や木村まさの土地が、一部官地となる前には、明治二十九年に、一旦、染谷巖が買取っている。このことは後述するが、同じように、向下河岸ではもっと多くの土地が、大正三年に幸手町へ転出した染谷巖に、買取られている。

表1 向河岸における明治二十二年と昭和十年頃の土地所有者（昭和十年頃の地積が減少している部分は、官地として買収されたためである）

	M22				S10頃			
	土地所有者	地積(歩)	土地利用	職業など	土地所有者	地積(歩)	土地利用	職業など
1	宮 有 地	49	(官地)		官 有 地	49	(官地)	
2	宮 有 地	13	(官地)		官 有 地	13	(官地)	
3	宮 有 地	12	(官地)		官 有 地	12	(官地)	
4	宮 有 地	63	(官地)		官 有 地	63	(官地)	
5	宮 有 地	5	(官地)		官 有 地	5	(官地)	
6	木村英一郎	103	郡村宅地	呉服屋	官 有 地	103	(官地)	
7	木村 まさ	123	郡村宅地		官 有 地	123	(官地)	
8	染谷徳左衛門	134	郡村宅地	問屋 肥料など)	官 有 地	134	(官地)	
9	小島忠左衛門	91	郡村宅地	問屋	喜多村村子	79	宅 地	
10	小島忠左衛門	18	郡村宅地	問屋	官 有 地	18	(官地)	
11	染谷徳左衛門	814	郡村宅地	問屋	染谷 ひで	656	宅 地	
12	木村 まさ	436	郡村宅地		染谷 ひで	291.8	宅 地	
13	木村英一郎	527	郡村宅地	呉服屋	槇島喜太郎	197.1	宅 地	酒屋

昭和十年頃の関宿河岸

	M22				S10頃			
	土地所有者	地積(歩)	土地利用	職業など	土地所有者	地積(歩)	土地利用	職業など
14	小林 丈三	48	郡村宅地		官有地	48	(官地)	
15	山中道太郎	52	郡村宅地	船頭	官有地	52	(官地)	
16	吉田嘉右衛門	40	郡村宅地	船頭	吉田 房吉	12	宅地	船頭、雑貨屋
17	中村慶太郎	73	郡村宅地		鈴木 富蔵	30	宅地	船頭
18	五十君金兵衛	23	郡村宅地		久保寺嶋次郎	23	宅地	船頭
19	芦葉富三郎	26	郡村宅地	地主	城島 かつ	26	宅地	
20	尾崎 源蔵	34	郡村宅地	船頭	尾崎廣太郎	34	宅地	船頭
21	加藤次郎兵衛	69	郡村宅地		三上安太郎	69	宅地	精米所、はしけ業
22	染谷徳左衛門	58	郡村宅地	問屋	瀧本芳太郎	53.5	宅地	船頭
23	山中 清七	29	郡村宅地	船頭	官有地	29	(官地)	
24	根岸清次郎	62	郡村宅地		山田白太郎	62	宅地	魚屋
25	鈴木 豊蔵	23	郡村宅地	船頭	鈴木守太郎	5	宅地	
26	鈴木 豊蔵	46	郡村宅地	船頭	鈴木守太郎	46	宅地	
27	染谷徳左衛門 外113名	41	郡村宅地	問屋など	染谷徳左衛門 外113名	41	宅地	
28	染谷徳左衛門 外109名	73	郡村宅地	問屋など	染谷徳左衛門 外109名	73	宅地	
29	蓮花院	240	郡村宅地	寺院	蓮花院	240	宅地	寺院
30	蓮花院	183	墳墓地	寺院	蓮花院	183	墳墓地	寺院
31	蓮花院	117	郡村宅地	寺院	蓮花院	117	宅地	寺院
32	塚原幾太郎	76	郡村宅地	船頭	塚原幾太郎	49	宅地	船頭
33	木村清兵衛	18	郡村宅地	六斎船の発着所	長島 一辰	3	宅地	地主(農業)
34	諏訪三次郎	35	郡村宅地	雑穀屋	玉林 豊次	35	宅地	
35	染谷徳左衛門	144	郡村宅地	問屋	長島 一辰	107	宅地	地主(農業)
36	山中徳太郎	84	郡村宅地		山中 徳治	65	宅地	船頭
37	木村 まさ	182	郡村宅地		長島 一辰	143	宅地	地主(農業)
38	笹川浅次郎	65	郡村宅地	船頭	笹川 忠七	49	宅地	船頭
39	矢嶋吉五郎	37	郡村宅地		矢島 安六	25	宅地	船頭
40	増川勘太郎	45	郡村宅地	船頭	増川 惣七	31	宅地	船頭
41	斉藤栄三郎	40	郡村宅地	船頭	斉藤栄次郎	32	宅地	船頭
42	山中 清七	44	郡村宅地	船頭	浮島喜一郎	3.9	宅地	船頭
43	染谷徳左衛門	79	郡村宅地	問屋	三上安太郎	99.7	宅地	精米所、はしけ業
44	山中 安吉	71	郡村宅地		三上安太郎	53	宅地	精米所、はしけ業
45	芦葉富次郎	70	郡村宅地		城島 かつ	60	宅地	
46	小林 丈三	49	郡村宅地		小林 国蔵	41	宅地	船頭
47	官有地	9	(官地)		官有地	9	(官地)	
48	官有地	24	(官地)		官有地	24	(官地)	
49	官有地	36	(官地)		官有地	36	(官地)	

M22		地積(歩)	土地利用	職業など	S10頃		地積(歩)	土地利用	職業など
土地所有者					土地所有者				
50	官有地	33	(官地)		官有地	33	(官地)		
51	杉野 網吉	49	郡村宅地	船頭	官有地	49	(官地)		
52	杉野駒次郎	56	郡村宅地		官有地	56	(官地)		
53	官有地	32	(官地)		官有地	32	(官地)		
54	小林 丈三	76	郡村宅地		小林 国蔵	14.6	宅地	船頭	
55	芦葉富次郎	115	郡村宅地		田沼 善蔵	51	宅地	足袋屋	
56	山中 安吉	110	郡村宅地		青木 峯蔵	52	宅地	船頭、宅配	
57	染谷徳左衛門	126	郡村宅地	問屋	関根 謙至	80	畑		
58	山中 清七	67	郡村宅地	船頭	山中 清七	33.8	宅地	船頭	
59	斉藤栄三郎	72	郡村宅地	船頭	石川藤太郎	36	宅地	船頭	
60	増川勘次郎	67	郡村宅地		増川 惣七	46	宅地	船頭	
61	笹川浅次郎	54	郡村宅地	船頭	笹川 忠七	27	宅地	船頭	
62	渡辺 長平	72	郡村宅地		矢島 安六	55	宅地	船頭	
63	渡辺 長平	30	郡村宅地		矢島 安六	17	宅地	船頭	
64	木村 まさ	78	郡村宅地		長島 一辰	48	畑	地主(農業)	
65	木村 まさ	115	郡村宅地		長島 一辰	67	畑	地主(農業)	
66	山中徳太郎	75	郡村宅地		山中 金蔵	42	宅地	船頭	
67	染谷徳左衛門	96	郡村宅地	問屋	長島 一辰	51	畑	地主(農業)	
68	木村 まさ	28	畑		木村森太郎	13	畑		
69	塚原幾太郎	37	郡村宅地	船頭	塚原幾太郎	16	宅地	船頭	

出所、「旧土地台帳」と聞き取り調査による

この意味を考えるとすれば、その当時の彼の立場を考慮しなければならないといえる。明治二十八年は、向・向下河岸は、水害対策のために、より強固な権現堂川堤防建設のために、千葉県から埼玉県へ編入した年である。この埼玉県編入のために努力した、国会への請願委員の一人であった染谷氏は、堤防建設のためには、多くの土地を率先して、自らが買い取る必要があったのではないだろうか。つまり、埼玉県や内務省に、買い取った土地を堤防建設のために、提供しようとしたのではないかと、推察される。

#### ロ．昭和十年頃の向下河岸

図6は、昭和十年頃の向下河岸の土地利用図である。表2の土地所有者は、図5・6と符合している。向河岸と同様に、明治二十二年と比較してみると(図5)、江戸川改修工事による土地の明確な買い取りライン(主に、新堤ライン)は(図1)、図6上では押さえられないが、埼玉県や内務省の土地買い上げについては、図6に見られるように、「旧土地台帳」からは、その買い取られた土地所有者をチェックできている。また、昭和二年完了の権現堂川廃川についても同様である。





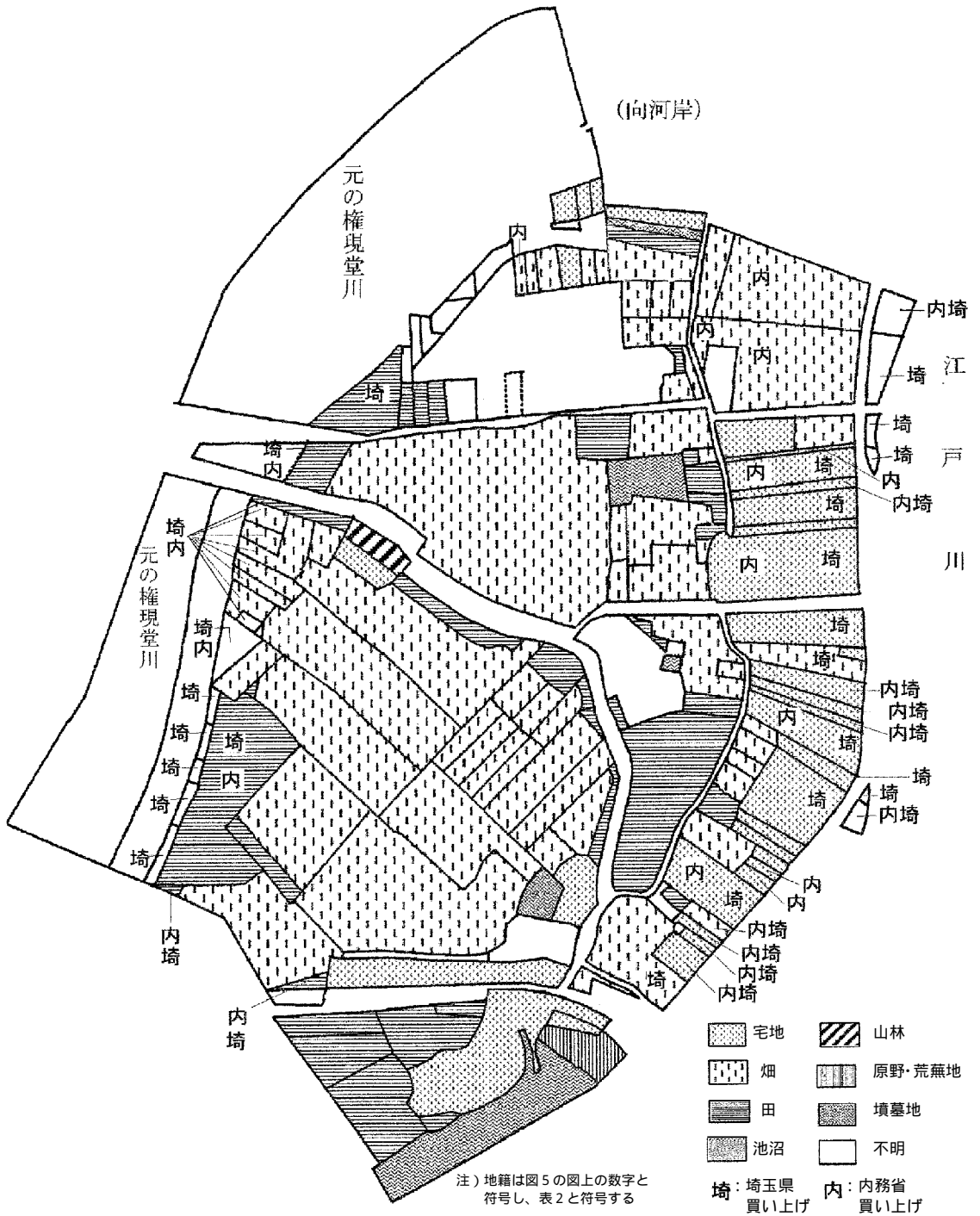


図6．明治十年頃の向下河岸土地利用図：600分の1尺  
 (「旧土地台帳附属地図」と「旧土地台帳」を使用して作成)  
 [Photoshop Elementsを使用]

[凡例]

土地利用の変化を、堤塘に変化した地積から、川別に見ると、明治二十八年～明治三十三年の埼玉県による土地買い上げでは、江戸川通りは847歩（その他道路敷きは35歩）、権現堂川通りは2,217歩と、権現堂川通りが多い。それは、江戸川通りはそのほとんどが郡村宅地（宅地）であり、権現堂川通りはそのほとんどが畑地や池沼、荒蕪地で、それらの土地所有者は、明治三十二年までが、国会の請願委員であった小島忠左衛門の土地であったが、彼は、その年に問屋を廃業して、自分の土地の宅地部分を、惣新田の中原金三郎に、田畑を同じく請願委員の染谷巖に売り渡している。小島氏の広大な面積の田畑が、一旦、向河岸の染谷氏所有となってからは、水害対策のためには、埼玉県に自らの土地を提供することは、容易であったと、考えられるためである。

一方、明治四十一年～大正十五年の内務省による土地買い上げでは、江戸川通りは124歩（その他道路敷きは245歩）権現堂川通りは445歩であり、こちらは、江戸川通りの道路敷きをも含めると、両河川通りの買い上げ地積は、双方とも大差はない。

この頃になると、上述した、明治四十四年から開始された江戸川改修工事によって、政策的にも舟運交通が衰退～崩壊へと進行していった時代である。一般住民にとっては、なすすべもなく、政府の土地買い上げに、従わざるを得なかったのではないかと考えられる。

しかし、大正末期から実施された権現堂川の締め切り工事後は、埼玉県や内務省に買い上げられた土地が、新たに住民に再配分されている<sup>10)</sup>。これらの土地利用は、図6を見ても分かるように、そのほとんどが水田か畑地である。

また、明治二十二年の江戸川通りは、自然堤防上であり、大問屋などの有力商人らが居住していた郡村宅地（宅地）であったが、そ

の後背地は、池沼や畑の寡占状態であった場所である（図5）。ところが、昭和十年頃になると、有力商人らの分家や、近隣集落からの住人が土地を買い上げて居住し、さらに、彼らの田畑の所有地となっている（表2）。

「旧土地台帳」によると、明治三十年頃からの樋管の建設により、開墾が行われ、明治末期頃には成功したとある。故に、向下河岸の権現堂川沿いや、その中央部は、資料<sup>11)</sup>にも記載されているが、そのほとんどが良質な農耕地となったとある。

もはや、この段階にきて、向下河岸は、土地利用の面から見ても、河岸集落としては形態的にも崩壊し、農業集落への変貌の兆しを見せている。

その土地所有者を見ると（表2）、その大きな特徴は、明治二十二年と比較しても、向下河岸は昔からの地元住人と、近隣集落から転入してきた住人とに大きく分かれていることである。

地元住人は、江戸川通りの上耕地には、宅地や上耕地の畑地が、筆数にして、宅地が28筆、畑地が19筆と、圧倒的に多いのが分かる。この上耕地や南接する中耕地・下耕地は、昔から、大問屋や有力商人の居住地であったところである。大問屋や有力商人らは、上述したように、すでに、関宿河岸を転出していないが、彼らの分家や子孫がそのまま居住しているのである。

それに反して、近隣集落から転入してきた住人は、直接、江戸川通りに面している中耕地や下耕地にも居住しているが、特徴としては、やはり、その後背地である、中央部から権現堂川にかけての地区であろう。それらの土地は、上述したように、明治三十年に始まった開墾事業によって、良質の水田や畑地に変わった場所である。おそらく、農業を営んでいた、近隣住人にとっては魅力ある農地に写ったに違いない。同じく、筆数にして、畑地が54筆、水田が29筆、合計して83筆、と卓越し

ており、地元住人側の宅地と畑地合わせた47筆と、比較しても格段に多いのが分かる。さらに、全筆合計したものを比較すると、近隣住人側が100筆、地元住人側が57筆と、近隣集落から転入してきた住人が、地元住人の約2倍となっている。この段階において、向下河岸は、昔からの河岸集落ではなく、近隣集落からの転入者集落と、化したといっても過言ではない。

地元住人側の氏名については、所有地積が、比較的大きいのが、次の、喜多村藤蔵家の分家である喜多村常次郎や、東武鉄道勤務の新井清次郎、染谷ひでの実家である小守谷小太

郎である。その他の、船頭の頭であった中田藤蔵、繭の取引商人の下津谷栄一、農業の武井政之助、船頭の石塚祥、農業の小林勝一郎や高橋惣三郎、それに斉藤徳一郎、内務省勤務の秋月弥吉、左官の山本岩吉らで、その地積は比較的小さい(図6)。

一方、近隣集落からの住人の氏名は、染谷巖から買い取り、花島から転入してきた大澤俊嗣と、彼の親戚や知人などである。表2を見ても分かるように、大澤俊嗣外6人という名前が圧倒的に多い。彼らは全て農業従事者なのである。

昭和十年頃の関宿河岸

表2 向下河岸における明治二十二年～三十年と昭和十年頃の土地所有者

	土地所有者 M22~26	地積(歩)	土地利用	職業など	土地所有者 S10頃	地積(歩)	土地利用	職業など
1	小守谷利勝治	557	池沼	問屋	大澤 俊嗣	注	田	農業(自作)
2	小島忠左衛門	75	畑	問屋	喜多村常次郎	地	田	
3	小守谷利藤次	88	畑	問屋	大澤 俊嗣	積	田	農業(自作)
4	同上	89	畑	同上	同上	に	田	同上
5	不明	228	池沼		喜多村常次郎	つ	田	問屋、教員
5	小島忠左衛門	29	畑	問屋	新井清次郎	い	畑	東武鉄道勤務
6	小守谷利藤次	101	畑	問屋	大澤 俊嗣	て	畑	農業(自作)
7	小島忠左衛門	59	畑	問屋	新井清次郎 内務省	は	畑 (官地)	東武鉄道勤務
8	同上	1391	郡村宅地	同上	同上	不	畑 (官地)	同上
9	同上	170	郡村宅地	同上	埼玉県	明	堤堰(官地)	
10	関宿肥料会社	156	郡村宅地	株式会社	埼玉県 内務省		堤堰(官地)	
11	同上	1106	郡村宅地	同上	喜多村常次郎 内務省		畑 (官地)	問屋、教員
12	同上	279	畑	同上	喜多村常次郎		畑	問屋、教員
13	同上	89	畑	同上	同上		畑	同上
14	小島忠左衛門	85	畑	問屋	同上		畑	同上
15	同上	140	畑	同上	同上		畑	同上
16	同上	77	畑	同上	同上		畑	同上
17	同上	103	畑	同上	同上		畑	同上
18	同上	77	畑	同上	喜多村常次郎 内務省		畑 (官地)	問屋、教員
19	山中徳太郎	79	畑		喜多村常次郎 浦和八マ		畑	同上
20	喜多村清左衛門 外17人	180	墳墓地	問屋	内務省		堤堰(官地)	
21	小島忠左衛門	151	畑	問屋	喜多村常次郎		畑	問屋、教員
22	同上	191	畑	同上	喜多村常次郎		宅地	同上
23	中田 徳蔵	120	畑		中田 藤蔵		畑	船頭の頭
24	小島忠左衛門	121	畑	問屋	喜多村常次郎		畑	問屋、教員
25	同上	563	畑	同上	同上		田・畑 池沼	同上
26	蓮花院	165	郡村宅地	寺院	蓮花院		宅地	寺院
27	小島忠左衛門	49	郡村宅地	問屋	中田 藤蔵		宅地	船頭の頭
28	中田 徳蔵	59	郡村宅地		同上		宅地	同上
29	小島忠左衛門	96	郡村宅地	問屋	中原金三郎		宅地	農業(自作)
30	蓮花院	291	郡村宅地	寺院	蓮花院		宅地	寺院
31	堀 政次郎	17	郡村宅地		大久保国蔵		宅地	
32	濱野鍵次郎	1036	郡村宅地		中原金三郎・喜多村政蔵 埼玉県・内務省		宅地 (官地)	農業(自作)教員
33	小島忠左衛門	44	郡村宅地	問屋	喜多村村子		宅地	
34	同上	398	郡村宅地	同上	喜多村政蔵 埼玉県		宅地 (官地)	教員
35	喜多村代吉	133	郡村宅地		喜多村常次郎 埼玉県・内務省		宅地 (官地)	問屋、教員
36	喜多村清左衛門	402	郡村宅地	問屋	同上		宅地 (官地)	同上
37	同上	21	郡村宅地	同上	埼玉県		(官地)	
38	濱野鍵次郎	41	郡村宅地		喜多村常次郎 内務省		宅地 (官地)	教員

土地所有者	M22~26 地積(歩)	土地利用	職業など	土地所有者	S10頃 地積(歩)	土地利用	職業など
39 小守谷利藤次	39	郡村宅地	問屋	埼玉県	注	(官地)	
40 同上	517	郡村宅地	同上	小守谷小太郎	地	宅地 畑	問屋
41 同上	452	畑	同上	大澤 俊嗣	積	畑	農業(自作)
42 同上	41	池沼	同上	大澤 俊嗣	に	田畑	同上
43 喜多村清左衛門	120	畑	問屋	喜多村常次郎	つ	田	問屋、教員
44 濱野鍵次郎	56	池沼		大澤 俊嗣 外6人	い	田	農業(自作)
45 同上	62	池沼		同上	て	田畑	同上
46 同上	308	畑		大澤 俊嗣 外5人	は	畑	同上
47 同上	94	畑		大澤 俊嗣 外9人	不	畑	同上
48 同上	583	畑		遠藤伊右衛門 外5人	明	畑	農業(自作)
49 喜多村清左衛門	152	畑	問屋	大澤 俊嗣 外6人		畑	農業(自作)
50 濱野鍵次郎・小島忠左衛門 小守谷利藤次・喜多村清左衛門	103	池沼 畑・山林	問屋など	同上		畑	同上
51 小島忠左衛門	389	池沼	問屋	大澤 俊嗣		池沼	同上
52 小守谷利藤次	304	池沼	問屋	小守谷小太郎		田	問屋
53 小島忠左衛門	714	池沼	問屋	大澤俊嗣外6人 埼玉県・内務省		(官地)	農業(自作)
54 小島新兵衛	45	畑		秋葉苗次郎 外4人		畑	農業(自作)
55 同上	715	池沼	同上	秋葉苗次郎 外5人 埼玉県		(官地)	同上
56 小島忠左衛門	不明	山林	問屋	大澤 俊嗣 外6人		田	農業(自作)
57 同上	43	山林	同上	同上		田	同上
58 同上	不明	池沼 畑	同上	同上		田畑	同上
59 小林勝一郎	20	池沼	農業	小林勝一郎		池沼	農業
60 小島忠左衛門	252	畑	問屋	大澤 俊嗣 外6人		畑	農業(自作)
61 佐久間九兵衛	42	畑	問屋	下津谷栄一		畑	まゆ取引業
62 小島忠左衛門	99	池沼	問屋	大澤 俊嗣 外6人		田	農業(自作)
63 同上	68	畑	同上	同上		畑	同上
64 同上	89	畑	同上	同上		畑	同上
65 同上	64	畑	同上	同上		畑	同上
66 同上	170	池沼 畑	同上	同上		田畑	同上
67 同上	98	畑	同上	同上		畑	同上
68 到間房五郎	28	池沼		同上		田	同上
69 小島新兵衛	178	郡村宅地		長島 一辰 埼玉県・内務省		(官地)	地主(農業)
70 金沢藤五郎	39	郡村宅地		金沢理三郎 埼玉県・内務省		(官地)	
71 小島忠左衛門	62	郡村宅地	問屋	中原金三郎 埼玉県・内務省		(官地)	農業(自作)
72 到間房五郎	84	郡村宅地		石塚 祥 埼玉県・内務省		(官地)	船頭
73 小島忠左衛門	499	郡村宅地	問屋	中原金三郎 武井政之助 埼玉県・内務省		(官地)	農業(自作) 農業
74 内田 たけ	62	郡村宅地		長島 一辰 内務省		(官地)	地主(農業)
75 小島忠左衛門	42	郡村宅地	問屋	中原金三郎 内務省		(官地)	農業(自作)
76 同上	47	郡村宅地	同上	中原金三郎		宅地	農業(自作)
77 喜多村平三郎	78	郡村宅地		同上		宅地	同上
78 羽形又次郎	98	郡村宅地		羽形又次郎		宅地	

昭和十年頃の関宿河岸

土地所有者	M22~26	地積(歩)	土地利用	職業など	土地所有者	S10頃	地積(歩)	土地利用	職業など		
79	小島忠左衛門	637	郡村宅地	問屋	中原金三郎 埼玉県	注		宅地 (官地)	農業(自作)		
80	同上	68	郡村宅地	同上	埼玉県・内務省	地		(官地)			
81	同上	6	郡村宅地	同上	埼玉県	積		(官地)			
82	同上	145	郡村宅地	同上	中原金三郎 埼玉県	に		宅地 (官地)	農業(自作)		
83	喜多村幸之助	462	郡村宅地		中原金三郎 埼玉県・内務省	つ		宅地 (官地)	同上		
84	小島忠左衛門	84	郡村宅地	問屋	同上	い		宅地 (官地)	同上		
85	同上	157	郡村宅地	同上	同上	て		宅地 (官地)	同上		
86	佐久間きよ 佐久間九兵衛	255	郡村宅地	問屋	中原金三郎・下津谷栄一 埼玉県・内務省	は		宅地 (官地)	農業(自作) まゆ取引		
87	野村勘兵衛	295	郡村宅地	六斎船の発着所	染谷ひで 埼玉県	不		畑 (官地)			
88	小島忠左衛門	11	郡村宅地	問屋	中原金三郎	明		宅地	農業(自作)		
89	喜多村善右衛門	479	郡村宅地		喜多村政蔵 埼玉県			宅地 (官地)	教員		
90	小島忠左衛門	829	郡村宅地	問屋	中原瞻次郎 秋月弥吉			宅地	内務省勤務		
90	同上				同上	同上	斉藤徳一郎 高橋惣三郎			宅地	農業
90	同上				同上	同上	岩本 岩吉			宅地	左官業
91	同上				66	畑	同上	大澤俊嗣 外6人			畑
92	同上	396	畑	同上	同上			畑	同上		
93	同上	309	畑	同上	同上			畑	同上		
94	小島忠左衛門 埼玉県	595	(田 官地)	問屋	大澤俊嗣外6人 埼玉県・内務省			(田 官地)	農業(自作)		
95	小島忠左衛門	211	畑	問屋	大澤俊嗣 外6人			田	農業(自作)		
96	同上	184	畑	同上	遠藤伊右衛門 外5人			畑	農業(自作)		
97	同上	188	畑	同上	同上			畑	同上		
98	同上	189	畑	同上	同上			畑	同上		
99	同上	206	畑	同上	同上			畑	同上		
100	同上	177	畑	同上	同上			畑	同上		
101	同上	218	畑	同上	同上			畑	同上		
102	小島忠左衛門 埼玉県	1494	(田 官地)	問屋	大澤俊嗣外 6人			田	農業(自作)		
103	埼玉県	38	(官地)		埼玉県			(官地)			
104	同上	38	(官地)		同上			(官地)			
105	同上	38	(官地)		同上			(官地)			
106	同上	38	(官地)		同上			(官地)			
107	同上	38	(官地)		同上			(官地)			
108	小島忠左衛門 埼玉県	202	畑 (官地)	問屋	埼玉県 内務省(埼玉県へ)			(官地)			
109	同上	279	畑 (官地)	同上	大澤俊嗣 外6人			畑	農業(自作)		
110	小島忠左衛門	126	畑	問屋	大澤俊嗣外6人 埼玉県・内務省			(田 官地)	農業(自作)		
111	同上	251	畑	同上	大澤俊嗣 外6人			畑	農業(自作)		
112	同上	131	畑	同上	同上			畑	同上		
113	小島忠左衛門 埼玉県	23	畑 (官地)	問屋	埼玉県・内務省			(官地)			
114	同上	123	池沼 (官地)	同上	大澤俊嗣外6人 埼玉県・内務省			畑 (官地)	農業(自作)		
115	同上	79	畑 (官地)	同上	同上			畑 (官地)	同上		
116	同上	125	畑 (官地)	同上	同上			畑 (官地)	同上		

土地所有者	M22~26	地積(歩)	土地利用	職業など	土地所有者	S10頃	地積(歩)	土地利用	職業など
同	上	115	畑 (官地)	同上	同	上	注	畑 (官地)	同上
同	上	128	畑 (官地)	同上	遠藤伊右衛門外5人 埼玉県・内務省	地		畑 (官地)	農業(自作)
同	上	128	畑 (官地)	同上	同上	積		畑 (官地)	同上
同	上	122	山林 (官地)	同上	大澤俊嗣外6人 埼玉県・内務省	に		田 (官地)	農業(自作)
小島忠左衛門	87	畑	問屋		大澤俊嗣 外6人	つ		畑	農業(自作)
小島忠左衛門 大字持	273	畑	問屋		大澤俊嗣外6人 浅間神社	い		畑 宅地	農業(自作) 寺院
小島忠左衛門	87	畑	問屋		遠藤伊右衛門 外5人	て		畑	農業(自作)
宮有地(第六天神社)	301	郡村宅地			浅間神社 山林	は		宅地 山林	寺院
小島忠左衛門	207	山林	問屋		大澤俊嗣 外6人	不		田	農業(自作)
同	上	175	畑	同上	同	上	明	畑	同上
同	上	207	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	179	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	170	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	167	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	120	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	126	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	170	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	144	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	135	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	165	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	182	山林	同上	同	上		田	同上
同	上	25	山林	同上	同	上		田	同上
同	上	27	山林	同上	同	上		田	同上
野村勘兵衛	354	畑	六斎船の発着所		同	上		畑	同上
小島忠左衛門	66	山林	問屋		同	上		田	同上
同	上	296	畑	同上	同	上		畑	同上
同	上	154	畑	同上	同	上		畑	同上
喜多村清左衛門 外17人持	195	墳墓地	問屋など		喜多村清左衛門 外17人持			墳墓地	問屋など
同	上	262	郡村宅地		同	上		宅地	同上
官有地(浅間神社) 喜多村清左衛門外16人持	1008	郡村宅地	寺院 問屋など		浅間神社 喜多村清左衛門外16人持			宅地	寺院 問屋など
官有地	1833	池沼			官有地 浅間神社			池沼 原野	寺院
小島忠左衛門	70	田	問屋		浅間神社			宅地	寺院
同	上	35	田	同上	大澤俊嗣 外6人			田	農業(自作)
同	上	687	田	同上	同	上		田	同上
同	上	388	田	同上	同	上		田	同上
同	上	246	田	同上	同	上		田	同上
同	上	400	池沼	同上	同	上		田	同上
同	上	74	田	同上	同	上		田	同上

出所、「旧土地台帳」と聞き取り調査による



#### 四．おわりに

以上、昭和十年頃における崩壊後の関宿河岸を、明治二十二年の関宿河岸とも比較しながら、その土地利用と、土地所有者を明らかにしてきたが、筆者における、一連の研究課題への結論に至る過程として、以下の事項にまとめられる。

- 1．一般的に河岸は、現在の状況を見ると、同質な地域へとは変化せず、様々な異質な地域へと変化している。
- 2．現在における関宿河岸は、外観すると、向河岸についてはうら寂しい集落と、向下河岸については農業集落の形態を成している。
- 3．そこで、昭和十年頃の崩壊直後の関宿河岸を、具体的に、地籍図（「旧土地台帳附属地図」）と「旧土地台帳」を用いて、土地利用図を作成し、その土地所有者を明らかにして、現在の景観の起因となるものを究明した結果、以下のように、研究課題に一步近づく。
- 4．昭和十年頃の、向河岸の土地利用は、明治二十二年と比較して、4筆の畑地の増加のみで、土地利用そのものは変化していない。
- 5．変化しているのは、明治三十年に、権現堂川堤防の強化策として、埼玉県に土地を買い上げられた場所と、明治四十四年から実施された、江戸川改修工事のために、明治四十一年に、内務省に土地を買い上げられた場所であり、それによって、向河岸の形態の変化が見られている。
- 6．昭和十年頃の、向河岸の土地所有者の変化については、明治二十二年と比較すると、変化していないのが、ほぼ半数の34筆である。変化していない土地所有者の特徴を見ると、大土地所有者ではない人々である（大土地所有者は、東京や幸手にすでに転出している）。彼らの多くは、自営の船頭や水夫であった人々で、この頃になると、東京の「内国通運株式会社」の雇われ船頭になっている。
- 一方、変化しているのは、35筆である。土

地を買い取ったのは、埼玉県や内務省、近隣集落からの転入者も目立っている。

7．故に、昭和十年頃の向河岸は、これといった産業の進出もなく、地元住民は転出したり、近隣集落からの転入者も、農業従事者（自作農）などで、繁栄時代の河岸からは想像もつかない程の、うら寂しい集落へと急激な変化をしている。

8．同様に、昭和十年頃の、向下河岸の土地利用を、明治二十二年と比較すると、その特徴の一つは、官地（主に、堤塘・河川敷と道路敷）に変化した場所が多いのと、二つめには、自然堤防の後背地の田畑が、明治三十年から開始された開墾の成功で、水はけなどが悪かった以前の田畑から、図6では表現されないが、良質な田畑に変化したことである。

9．昭和十年頃の、向下河岸の土地所有者については、明治二十二年と比較すると、その大きな特徴は、昔からの地元住人と、近隣集落から転入してきた住人とに分かれ、次の、大きな較差があることである。

10．それは筆数の較差である、筆数にして、近隣集落から転入してきた住人側は100筆で、地元住人側は57筆であり、近隣集落から転入してきた住人側が、地元住人側の約2倍となっている。しかも、近隣集落からの転入者は、全てが農業従事者である。

11．以上、土地利用に限らず、土地所有者の点から見ても、向下河岸は、明らかに、河岸集落から農業集落へと、変化の兆しを見せている。その後、現在の外観にも影響を与えている。

〔注〕

- 1) 加藤光子「大問屋の関宿三河岸撤退」、文教大学教育学部紀要29, 1995, 31~39頁。  
加藤光子「地籍図による関宿河岸の復原 - 向河岸・内河岸を中心として - 」, 千葉県立関宿城博物館研究報告創刊号,

1997, 1~8頁.

加藤光子「近代関宿向下河岸における  
景観の認識 - 「旧土地台帳附属地図」  
と「旧土地台帳」を使用して - 」, 千  
葉県立関宿城博物館研究報告2, 1998,  
6~15頁.

加藤光子「近代関宿向河岸における河  
岸場の形態的崩壊」, 千葉県立関宿城  
博物館研究報告4, 2000, 1~7頁.

- 2) 関宿河岸は、明治28年までは、内河岸、  
向河岸、向下河岸と、三つの河岸を総称  
していったが、明治28年に、内河岸が千  
葉県（関宿町）に、向河岸と向下河岸が  
埼玉県（埼玉県豊岡村西関宿と改称）に、  
分断されている。そして、明治四十四年  
から開始された江戸川改修工事により、  
対岸の内河岸は河川と河川敷になり、消  
失する。従って、昭和十年頃には、関宿  
河岸と呼ばれていた向河岸と向下河岸は、  
西関宿となり、正式な地名としてはない  
が、地元民らは、その地域を指して使用  
しており、筆者も、研究の性質上、採用  
している。
- 3) 山崎有恒「内務省の河川政策」(高村直  
助編『道と川の現代』, 山川出版社, 19  
96), 69~108頁.
- 4) この頃には、すでに、舟運物資の取り扱  
いは、蒸気船を除いてなく、関宿河岸の  
通航は、そのほとんどが通過していくの  
みである。「関宿水閘門」監守所調査日  
誌によると、舟運物資を運搬する船は、  
昭和四年の棒出しの撤去後、通航数が半  
減している。昭和十年頃には、さらに、  
減少しているのである。
- 5) 前掲1)
- 6) 千葉県『字壺筆限地図帳』(「旧土地台帳  
附属地図」)下総国東葛飾郡関宿町大字  
向下河岸, 1876.
- 7) 大蔵省『旧土地台帳』埼玉県北葛飾郡豊  
岡村西関宿, 1884.
- 8) 建設省関東地方建設局江戸川工事事務所  
『江戸川・中川改修史』, 建設省関東地  
方建設局, 1986, 258頁.
- 9) 前掲1)
- 10) 前掲7)
- 11) 喜多村常次郎『関宿誌』, 喜多村常次郎  
出版, 1967, 81頁.